

奈良県刊行の「府県写真帖」に関する考察

A Study of Prefecture Geographical Pictorial Albums in Nara Prefecture

三木 理史*

Masafumi Miki

1 はじめに

筆者は、先に行幸啓時に知事が治績報告を行う際の参考資料の1つとして、道府県庁が管内の地理写真を集成・編纂した写真帖を「府県写真帖」¹⁾とよび、その編纂目的、撮影・刊行過程や内容の全国的分析を試みた。その内容は以下のように要約できる。

- (1) 府県写真帖は、各道府県ごとにその存在が知られ、利用されてきたが、各地域の最古の写真集の1つとして重宝されるにとどまり、その編纂過程への注目や、同時期に同形式の写真帖が全国に存在したことは意識されていなかった。
- (2) 府県写真帖が明治末から大正中期に全国的に集中して編纂・刊行されたのは、嘉仁皇太子(天皇)が行幸啓を頻繁に行い、その足跡が沖縄県を除いて全道府県や植民地におよび、しかもそれを可能とする写真撮影技術の地方伝播が進んでいたことによる。
- (3) 府県写真帖が管内の地理写真を地誌的構成にもとづき網羅的に編纂されたのは、地方末端交通機関が未整備のなかで巡覧地訪問を、その天覧で代替するためであった。

編纂・印刷技術は、写真撮影技術に比べて地方伝播が遅く、そのため多くの府県写真帖には、大都市の印刷業者が関与して刊行していた。ところが、1920年代になって編纂・印刷技術が地方へも浸透すると同時に、末端交通機関の拡充によって天皇や皇太子の行動範囲も拡大し、さらに写真機材の小型化や軽量化も進行して皇太子自らが写真撮影を行なうようになった。そして、府県写真帖の刊行計画は次第に簡略化・縮小を余儀なくされた。

上記の傾向は、もちろん奈良県にも当てはまる。そして、古くからの名所を県内に多数にもつ奈良県は、京都府とともに民間でも多数の名所写真帖が刊行されてきたが、公的な府県写真帖の刊行は2冊(以下、奈良県帖)にとどまる(表1・図1)。そして、これら2冊には、①公的な府県写真帖であるにもかかわらず、書名に旧国名を用いたり、「名勝」の文字を加えて

表1 明治～大正期における奈良県の府県写真帖（筆者実見の刊行帖のみ）

番号	書名	発行者	印刷者	印刷年月	発行年月	備考
I	奈良県名勝写真帖	奈良県	便利堂	1910.11.24	1910.11.26	総頁：50頁、寸法：28×37cm
II	大和名勝写真帖	奈良県	田山宗堯	1914. 3.31	1915.11.10	総頁：64頁、寸法：16×23cm

注：書誌情報はいずれも奈良大学図書館所蔵本による。

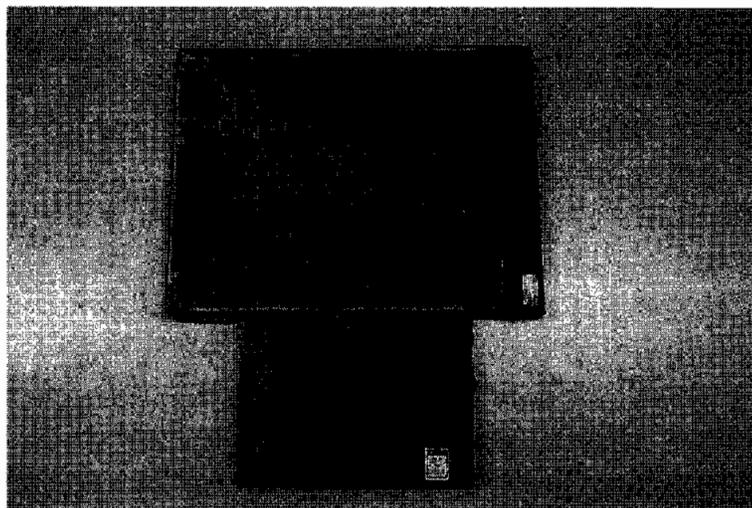


図1 奈良県帖2冊（上：I・下：II）
奈良大学図書館所蔵

いる、②滋賀県とともに内容的が史蹟や文化財に特化している、等の特異性も認められた²⁾。

本稿では、これら旧稿の内容を踏まえながら、奈良県帖に対象を絞り込むことで内容に立ち入った分析を進めることで、その特徴をより浮き彫りにすると同時に、他府県帖の内容分析にも資する分析視角を確立する一助としたい。

2 奈良県帖の特色と研究課題

まず、奈良県帖の刊行背景を知る手がかりとして、Iの「緒言」を見ることにしよう。

本写真帖は、明治四十一年十一月陸軍特別大演習につき大元帥陛下御臨幸の節、乙夜の覽に供へ奉らんが為、撮影せしめたる県下名勝写真の中、五十箇所を限り編帖せしものにして、一は以て當時の記念とし、一は以て名所旧蹟の梗概を覽るの便に供せしのみ、若し夫れ之によりて奈良朝時代に於ける雄大なる建築の一斑と、及び大和の風光が是等古代の遺物によりて殊に其の光彩を添へつゝあるを看取せられなば幸なり

（筆者注：一部の旧字を現用文字に改めた）

引用文からIが、行在所^{あんざいしょ}での天覧用として編纂されたことを知ることができる。そもそも

1908年11月の陸軍特別大演習（以下、陸特演）時行幸の奈良県内での行程は、演習の統監のほかは閲兵式や陸軍大臣の招宴が主な内容で、県庁での治績報告のような公式行事は割愛されていた³⁾。そのためⅠは公式な治績報告用ではなく、私的な天覧を前提に編纂されたのであろう。しかも、捧呈帖が行幸時に編纂されながら、刊行は約1年半後の1910年11月で、刊行の趣旨も行啓記念と名勝旧跡に関する梗概を伝える点に置かれていた。他府県の府県写真帖は行幸啓と同時に刊行することが多く⁴⁾、奈良県がその間に2年もの期間を措いた理由も判然とはしない。また、Ⅰの印刷が便利堂コロタイプ印刷所であったのも、全国的に稀少な例であった⁵⁾。これらの点を踏まえれば、Ⅰについては、①その刊行契機となった陸特演行幸の県における意義、②県にとって最初の府県写真帖の刊行過程、③その撮影や印刷をめぐる受注関係、を課題として考察を進めるべきことになろう。

一方、Ⅱの「大和名勝写真帖題辞」には以下のような記述が認められる。

建国の靈域を以て王畿の上游を占め山水秀麗風物古雅宮址帝陵項背相望み鉅祠宝刹參差相接し賁るに芳野龍田の桜楓を以てし耀かすに葛城御蓋の雪月を以てし一草一木皆千載の餘香を留め一丘一壑悉く旧都の遺韻を存す茲に其尤なるものを選びて影版に付し施すに略説を以てす庶幾くは我か大和に於ける名勝陳述の一斑を窺ふを得ん

（筆者注：一部の旧字を現用文字に改めた）

この内容からは、Ⅰのように刊行経緯を知ることができず、名所旧跡に関する梗概を伝える趣旨のみを知るにとどまる。前述のように奈良県帖は、府県写真帖のなかで書名に「名勝」を加える点でも稀少な例で、それがこの刊行趣旨にも現れているし、また奈良県の地域性を反映したものともいえよう。これらの点を踏まえれば、Ⅱは、④刊行経緯の解明、⑤先行するⅠとの関係、を課題として考察を進めるべきことになろう。

ところで、旧稿では、管見の府県写真帖65冊の目次と内容を照合することで、収録写真を15項目に分類した⁶⁾。その結果、府県写真帖に収録される写真には、神社・仏閣、産業施設、名勝・観光施設、建築物・文化財、自然景観の割合の高いことが明らかとなり、その割合にもとづいて65冊の府県写真帖を、i 特化型、ii 準特化型、iii 都市型、iv 地方一般型、v 植民地型の5類型に区分し、奈良県帖は各々iとiiに分類した（図2～4）。

2冊の奈良県帖は共に主題に特化する傾向にあったが、その主題は県の特性を反映して建築物・文化財や神社・仏閣への特化が顕著であった。特にⅠにおいて特化傾向が強く、実に40%を建築物・文化財が占めていた。Ⅱでは、多少そうした偏りが緩和されてきたが、それでも建築物・文化財の比率は依然33%にのぼっていた。それに対して農林漁業施設、産業施設、交通・土木施設等の広義の産業に関わる諸施設は、いずれにおいても皆無であり、奈良県帖の編纂時に治績報告があまり意識されなかった点と、県が産業振興に重点を置いていなかったことを示唆するといわざるをえない。その点においても奈良県帖は、書名や刊行趣旨に違わぬ、名勝旧跡の梗概を伝えるまさに「名勝写真帖」であった。

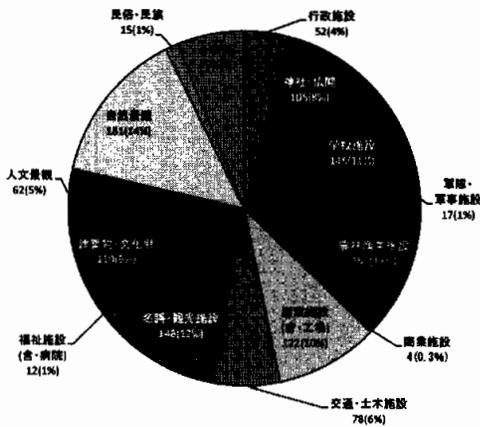


図2 「府県写真帖」の内容構成集計結果
注：管見の「府県写真帖」65点の集計値。
65点のリストは注1)または2)を参照

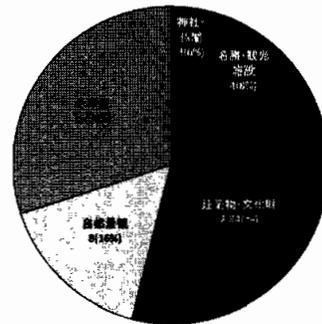


図3 「奈良県名勝写真帖」の内容構成
注：筆者が現物照合によって作成。

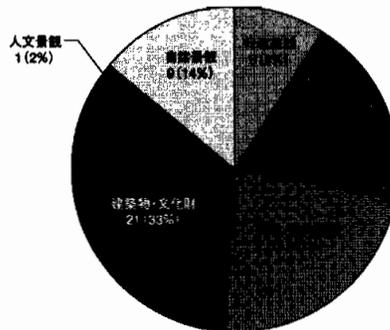


図4 「大和名勝写真帖」の内容構成
注：筆者が現物照合によって作成。

3 1908年陸軍特別大演習行幸と府県写真帖の編纂

(1) 1908年陸軍特別大演習

まず、Iの刊行契機となった陸特演は、1892年にはじまり、1901年以後の定期化によって天皇の行幸を伴う地方行事として定着した⁷⁾。特に「日露戦争之決果トシテ…(中略)…世界之一等国之班ニ加リテ今ヤ日英同盟之締結アリ韓国又我勢力圏内ニ加ハリテ…(中略)…極東之和平ヲ永久ニ保障セサル可カラサル時代ニ依レリ因テ予(牙カ：引用者)城タル兵力ヲ養フコト尤モ重要ナルヲ以テ四十年十一月日露戦後ニ於ケル第一次之陸軍大演習ヲ東水戸南古河北宇都宮ニ举行」⁸⁾した。すなわち、日露戦後の日本の帝国化と国際的役割の変化によって、陸特演の重要性が以前にも増して高まり、その第一次が1907年の茨城・栃木各県での演習であった。筆者は、1907年以後天皇の名代化が、嘉仁皇太子行啓での治績報告の重要性、さらには府

県写真帖刊行へとつながったことを指摘した⁹⁾。奇しくもその同じ1907年には、陸特演も重要性が高まったのである。また、1907年の記念帖の刊行が後述の田山宗堯の関与した府県写真帖の第一号であったらしい点も含め、まだ多方面からの再考の余地が残ることを示唆している。

そして、その日露戦後の第二次演習が1908年の奈良県での陸特演であった。天皇はその統監のために1908年11月9日に東京を発撃し、翌10日に大本営を定めて行在所となった奈良倶楽部に入った。奈良市内では天皇はもとより、陸特演に参加する諸官を奉迎するための準備に追われたが、11日から天皇は大和三山付近に出御し、盆地内で繰り広げられる演習を統監した。そして、14日には市内での閲兵式、同日午後には陸軍大臣の招宴が催され、参加者に記念品として「特別大演習記念絵 端 書」^(ママ)、「若草山奉迎文字表現写真」^(ママ)、「葉巻煙草三本」が配られた¹⁰⁾。1908年の陸特演は、陸軍としても演習が盛り上がっていた時期に実施されたものの1つであり、当然舞台となった奈良県にもその盛行ムードは伝わっていたはずである。

ところで、筆者は、地方における行幸啓行事が省内で詳細に規定されたのではなく、むしろ関係府県間での情報交換によって慣例的に運用されていたらしいことを指摘したが¹¹⁾、陸特演に関わる奉送迎にもそれが該当する。1908年の陸特演について奈良県では、高木松太郎・和田常太の両吏員を、第一次陸特演の会場県となった茨城・栃木両県に派遣して調査を行い「復命書」¹²⁾を提出させた。そこでは、まず日露戦後の陸特演の活性化は、「従来大演習ニ関スル国費予算ハ經常費中ヨリ一県ニ対シ僅々五百円許ノ金額ヲ増額セラル、ニ過キザリシガ客年大演習ニ際シ始メテ国庫剰余金中ヨリ栃木茨 木 両県ニ対シ各五千圓ヲ増額セラル、ニ至レリ」¹³⁾という、政府の予算措置にも現れていた。しかし、「演習ニ関スル費用ハ尚ホ科目組替等ヲ要スルモノ多々之レアルヘキ趣ニテ殆ント其確定額ヲ知ル可カラズ」¹⁴⁾とあるが、裁量に任された主費目は雑費で、その内容は舞台となった郡役所や町村への備品、消耗品費の支出補助等と献納用の写真帖や絵葉書の製作費が中心であった。

(2) 写真帖の編纂

そうした献上品の編纂についても、前述の高木・和田の両吏員の茨城、栃木両県での前例調査が奈良県の方法に影響を与えていた。「茨 木 県ニ於テハ写真帖及絵葉書ヲ調製シテ陛下ニ献納シ而シテ紀念ノ為メ更ニ之ヲ複製シ写真帖ハ縮写シテ之ヲ各関係者ニ頒」^(ママ)つたが、「栃木県ニ於テハ写真帖ヲ作ラズ単ニ絵葉書ノミヲ作り関係者等ニ配與セリ而シテ別ニ之レヲ陛下ニ献納スルコトヲ為サザラント依テ其理由ヲ問フニ同県ハ単ニ演習地域タルニ止マリ即チ大本営所在地ニアラザリシニ由ルノミト云ヘリ」¹⁵⁾とあり、大本営所在の有無が献上品の編纂の規定要因となっており、それが奈良県で茨城県をモデルにした要因でもあろう。

筆者は、栃木県立図書館に残存する1909年陸特演時行幸の府県写真帖を現物調査し、捧呈帖と刊行帖の相違に言及した¹⁶⁾。前述の「復命書」では、茨城県において「献納ノ写真帖ハ写真各々半紙形大ニシテ三冊ニ分綴シ之ヲ積重ヌルトキハ高サ殆ンド三尺ニ及ベル頗ル立派ナル装丁ナリ」¹⁷⁾と表現され、それとは別に縮写した記念写真帖を刊行して配布したことが述べられている。そして、その内容は旧稿での指摘とほぼ合致している。

1908年陸特演の奉送迎行事においてIの内容は、「景勝地写真」とよばれた。写真の収集にあたって、まず1908年8月に「風景及古建物写真撮影ノ箇処ハ曩ニ委員会ニ於ケル協定ニ依リ大体別記ノ通り相定メ夫々調製」¹⁸⁾ するため、県で撮影の手配を行い¹⁹⁾、その補足として県内務部長が各郡長宛に郡内の景勝地を照会し、選定・申告させたようである²⁰⁾。

写真撮影箇所についての照会に対する各郡の反応はさまざまで、南葛城郡は「御照会ニ係ル景勝地写真撮影方ノ件既ニ撮影済ノモノ別紙一葉及送付」²¹⁾ のため未記載として扱った(表2)。すなわち、当時は撮影費用を削減するため既撮影写真の活用を考えたことが多かった。一方、添上、山辺、宇智の各郡は「ナシ」との回答を寄せたが、奈良市内に隣接した添上郡はおそらく県作成原案で主要景勝地が網羅されていたのであろう。それに対して山辺郡長は、「景勝地写真撮影之義本郡内実地調査仕候適当ノ地無之」²²⁾ として辞退した。

表2 写真撮影箇所に関する郡長の回答

郡別	回報年月	個所	計
添上	8月14日	ナシ	—
生駒	8月24日	法隆寺、信貴山、生駒山	3ヶ所
山辺	8月15日	ナシ	—
磯城	8月15日	磯城島ノ故地、多武峰ノ楓樹	2ヶ所
高市	8月14日	壺坂、橘寺ノ遠景	2ヶ所
北葛	8月14日	二上山、當麻寺	2ヶ所
南葛	記載なし	記載なし	記載なし
宇陀	8月19日	伊那佐山 二、大和富士 二	2ヶ所
宇智	8月13日	ナシ	—
吉野	8月18日	柴橋、妹山、潯八丁	3ヶ所

出所：「写真撮影箇所郡長ノ回答」(第一課『明治四十一年 大演習ニ関スル書類』奈良県庁文書M41-43所収)によって筆者作成。

また、宇陀郡長から「写真ハ當地ハ辺鄙ノ所ニテ適當ノ技術者モ無之ニ付彼是遲延相成候処今回奈良市道馬軒ニ撮影セシメ茲一週日内ニ本人ヨリ直接御庁ヘ可為差出候」²³⁾ とする申し出があり、写真師のいない山間地域では写真の収集に苦慮し、奈良市内の写真師が出張撮影していたことがうかがえる。通説では、日露戦後には地方都市にも写真技術が相当普及していたとするが²⁴⁾、それは地方でも市街地周辺に限られ、山間部ではまだまだ写真を撮影することさえ容易でなかったことを示唆する記録といえよう。それを踏まえれば、前述の山辺郡の辞退も撮影が容易でないための可能性も考えられる。

一方、「説明事項ハ県史編纂部ニ於テ予メ取調順次完備セシメ」²⁵⁾ た。説明文は、茨城県帖で「表題ハ『写真解説書』『第一輯』『第二輯』ト記載」して別冊とした点に共通し、さらにそれは後年の栃木県帖の編纂時にも踏襲された²⁶⁾。そして、その目次の順序にもとづいて写真は、「奈良市ヲ始メトシ近キヨリ漸次遠キニ及ホシ又風景ハ可成之ヲ第一箱ニ納メ第二箱ハ建造物ヲ主トシ間ニ風景ヲ挿入シ」²⁷⁾ て編纂した。

なお、絵葉書は12枚が製作され（表3）、「明治四十一年特別大演習記念 奈良県」と表記した袋入とした。現物を未見のため詳細は不明であるが、Iと写真を共用していた可能性が高い。すなわち、絵葉書は高価な刊行写真帖の簡略版を兼ねていたことになろう。また、その調製には、奈良県で藤田三思堂と木原文進堂が、京都府で小林忠二郎と便利堂コロタイプ印刷所が、各々入札を予定していた²⁸⁾。また、調製にあたってのレイアウトや色調調整を久留弘毅（京都美術工芸学校卒、『国華』に関係）と平川松喜（郡山中学校図画科教諭）に委嘱した²⁹⁾。ところが、その入札に割り込んだのが田山宗堯で、そして見事に受注を獲得して、しかも製品の「下端左方へ『ともえ商会謹製』ノ文字記入」³⁰⁾まで認めさせていた。さすがにIは便利堂コロタイプ印刷所が受注したが、田山は絵葉書に見られる積極的な受注合戦によって各県から府県写真帖の受注を獲得していったものと考えられる。Iが数少ない便利堂の受注品となったのは、奈良県が茨城県帖にはじまる田山の受注合戦の前哨戦に位置したからといえそうである。

4 奈良県帖の収録写真

(1) 東宮行啓と写真帖

前述のように1908年陸特演行幸に関わっての刊行が明白なIに対し、IIはその編纂経緯さえ明確ではない。それは前述の「大和名勝写真帖題辞」にも刊行背景が明示されず、さらに印刷と発行の各年月日に1年半以上の開きのある理由も判然としない。しかし、他府県の府県写真帖を通覧する限り、行幸啓を伴う行事なしに、それらの編纂例はほとんどなく³¹⁾、IIのみが例外の可能性は低い。

1914年3月から15年11月の期間における奈良県への行幸啓には、15年4月の裕仁皇太子の京都・奈良巡啓と15年11月の嘉仁天皇の即位礼・大嘗祭行幸があった³²⁾。IIは、そのうちのいずれかに関わって編纂された捧呈写真帖のいずれかを、縮写したものである可能性が高い。

まず、1915年4月の裕仁皇太子行啓では、東宮大夫から「御微行ノ事ニ候得ハ總テ質素ヲ旨トシ特別ノ設備及献上物等一切無之様致度」³³⁾ことが県知事宛に要望されていた。皇太子行啓は、嘉仁皇太子時代から地理・歴史の实地研修の意味を兼ねたために、過度な奉送迎を避けて微行によって実施することが多くなっていた³⁴⁾。奈良県でもその慣例に倣ったと考えられるが、同様に皇太子に対して捧呈した写真帖の縮写版である刊行写真帖も簡略なものにして、行幸時の刊行帖と差別化することも多くなってきていた³⁵⁾。しかし、打ち合わせ段階において、既に県からの献上品中に「写真帖」が含まれており³⁶⁾、特に「献上品目録」³⁷⁾には「奈良縣名勝写真帖 一帖」と明示されていた。ところが、刊行されたIIの書名は「大和名勝写真帖」であり、「目録」の書名との間に齟齬が認められる。

IIは、Iと比較して収録写真点数こそ多くなっているが、判型は小型で、しかも写真印刷も濃淡階調が不明確であることからコロタイプ印刷ではなく、印刷費の安価な網目凸版ではないかと思われ、印刷技術においても簡略に仕上げた可能性が高い（図5）。業者も便利堂のIに対して、IIは安価な納品で受注を拡大していた後述の田山であり、しかも田山の納品した規格

表3 奈良県帖2帖および絵葉書の内容一覧

【奈良県名勝写真帖】の内容			類似	【大和名勝写真帖】での対応写真		【大和名勝写真帖】にのみ収録	
番号	写真題目	捧呈帖箱入	区分	番号	写真題目	番号	写真題目
1	奈良公園(其一)	第一箱	×	1	奈良公園興福寺全景	4	奈良県戦捷記念図書館
2	同(其二)	第一箱	-	-	-	5	奈良県庁
3	同(其三)	第一箱	-	-	-	6	春日神社一ノ鳥居と神鹿
4	奈良公園の桜花	第一箱	○	2	奈良公園すべり坂の桜	7	奈良帝室博物館
5	御料池の躑躅花	第一箱	-	-	-	8	奈良ホテル
6	春日神社の藤	第一箱	×	13	奈良公園の藤	9	奈良公園瑜伽山
7	御料池の藤	第一箱	-	-	-	10	奈良公園鷺池
8	春日神社南門	-	×	17	官弊大社春日神社(其一)南門	11	奈良公園片岡梅林
9	同 撰社若宮神社社殿	-	-	-	-	12	奈良県物産陳列所
10	東大寺大仏殿	第二箱	△	24	大仏殿	14	奈良県倶楽部
11	同 法華堂	第二箱	×	21	東大寺三月堂(法華堂)	15	奈良県公会堂
12	同 鐘楼	第二箱	△	23	東大寺大鐘楼	16	奈良公園春日野運動場
13	興福寺五重塔及花の松	第二箱	×	3	奈良公園花の松	18	官弊大社春日神社(其二)中門
14	同 北園堂	第二箱	-	-	-	19	奈良公園嫩草山
15	新薬師寺本堂	第二箱	-	-	-	20	県社手向山神社
16	月瀬の梅花(其一)	第一箱	○	64	月瀬の梅(其二)	22	東大寺二月堂
17	同(其二)	第一箱	○	63	月瀬の梅(其一)	25	般若寺
18	同(其三)	第一箱	-	-	-	26	奈良公園鷺の瀧
19	同(其四)	第一箱	-	-	-	28	西大寺本堂
20	平城宮大極殿址	第二箱	○	27	平城宮址	30	唐招提寺(其二)鼓楼
21	唐招提寺金堂	第二箱	×	29	唐招提寺(其一)金堂	32	生駒山宝山寺
22	同 講堂	第二箱	-	-	-	34	官弊大社龍田神社
23	同 宝蔵及経庫	第二箱	-	-	-	40	官弊大社廣瀬神社
24	薬師寺三重塔	第二箱	○	31	薬師寺三重塔	42	金剛山遠望
25	新龍田川の楓	第二箱	○	35	龍田川の紅葉	43	栄山寺
26	信貴山	第二箱	○	33	信貴山	44	官弊大社吉野宮
27	法隆寺金堂	第二箱	△	37	法隆寺(其二)金堂	47	後醍醐帝塔の尾陵
28	同 五重塔	第二箱	×	38	法隆寺(其三)五重塔	49	壺坂寺
29	同 中門	第二箱	○	36	法隆寺(其一)中門	50	官弊大社橿原神宮(其一)神門
30	同 夢殿	第二箱	×	39	法隆寺(其四)夢殿	52	神武天皇陵
31	同 傳法堂	-	-	-	-	57	橘寺全景
32	石上神宮拝殿	-	×	61	官弊大社石上神宮楼門	58	岡寺
33	三輪山	-	○	56	三輪山	60	官弊大社大和神社本殿
34	長谷寺及市街	第一箱	×	54	長谷寺全景	62	天理教本部本殿
35	長谷寺の牡丹	第一箱	-	-	-	絵葉書(1908年陸特演時製作)	
36	談山神社十三重塔	第二箱	×	53	多武峯談山神社	番号	写真題目
37	大和三山	第一箱	○	59	大和三山	1	春日神社及付近ノ藤
38	橿原神宮	第二箱	○	51	官弊大社橿原神宮(其二)神殿	2	東大寺大仏殿
39	當麻寺遠望	-	○	41	當麻寺遠景	3	奈良公園(猿澤池ヲ隔テ北方ヲ望ム)
40	葛城山	-	-	-	-	4	全(全上)
41	櫛羅の瀧	第一箱	-	-	-	5	興福寺五重塔及花ノ松
42	室生寺五重塔	第二箱	○	55	室生寺五重塔	6	月瀬ノ梅光(桃秀野河畔ノ老梅)
43	音無川	-	-	-	-	7	吉野ノ桜花(中ノ千本)
44	吉野の桜花(其一)	第一箱	-	-	-	8	長谷寺及市街ノ景
45	同(其二)	第一箱	○	46	吉野公園(其二)中の千本	9	龍田川ノ楓
46	同(其三)	第一箱	-	-	-	10	法隆寺金堂
47	同(其四)	第一箱	○	45	吉野公園(其一)下の千本	11	薬師寺三重塔
48	吉野水分神社社殿	-	-	-	-	12	唐招提寺金堂
49	妹山	第一箱	○	48	妹山	-	-
50	宮瀧	-	-	-	-	-	-

注：「奈良県名勝写真帖」の「写真題目」の太字斜字は絵葉書に同一項目のあるもの(12点)、捧呈帖箱入は捧呈帖二箱項目、一は捧呈帖に含まれない。類似区分は○：若干のトリミング等はあるが同じ、△：構図・被写体が異なると判断できるもの、×：構図・被写体の状態がほぼ同じでも被写体の状態が全く異なるもの、にもとづいた。出所：捧呈帖の箱入状況および絵葉書の内容は「写真・絵葉書」(第一課「明治四十一年 大演習二関スル書類」奈良県庁 文書M41-43所収)による。それ以外の項目は筆者が奈良大学図書館所蔵本を照合して作成。

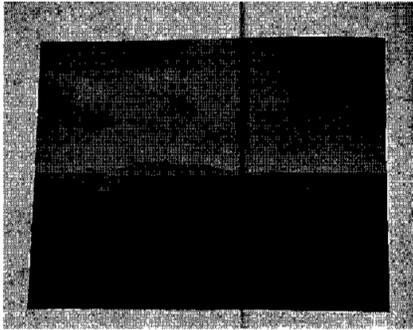


図5-1 Iに掲載された「平城宮大極殿址」
空に浮かぶ雲の様子も明確に描写されている。

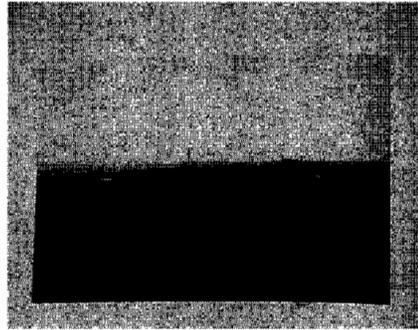


図5-2 IIに掲載された「平城宮址」
構図や植生の状況等から図5-1と同一写真と思
われるが、濃淡階調が単調なために空に浮かぶ雲の
様子は描写されていない。

型の判型においても、宮崎県帖とともに最も小型であった。すなわち、写真帖現物から看取できる点においてもIIは明らかにIと差別化し、安価に仕上げたことがうかがえる。

一方、1915年11月の即位大礼時にも、「写真帖（保護建造物・国宝）時代別代表両方ニテ七八十位（括弧内の別記数字は各々の該当点数：引用者）」³⁸⁾とする写真帖編纂の記録が認められる。しかし、まず保護建造物や国宝に偏った内容はIIよりもIにその傾向が強く、かついずれも時代別の配列ではなく、即位大礼時編纂の写真帖の縮写版がIIの可能性は低い。

そうした消去法的考察も加えれば、IIは1915年4月の東宮行啓時に編纂した「奈良県名勝写真帖」の縮写版である可能性が高いことになる。しかし、管見の限りではIの編纂時のような詳細な記録史料が残っておらず、その編纂過程や背景を知るには収録写真の内容を分析して、さまざまな角度からの傍証によらざるをえないといえよう。

(2) 収録写真の分析

IIを実見すると、Iと共通の画像を活用したと思われる写真が全体の4分1で、それは同時に対応関係をもつ内容の約2分1を占めている（表3参照）。そうした共通の画像を用いる意味は、他県での分析³⁹⁾によれば、経費削減の意味が大きい。すなわち、府県写真帖そのものが奉送迎関係費用の首位を占める支出費目であるうえに、特にその新規撮影には写真師の技術費用に出張旅費が加わって多大な出費を必要とした。そのため写真帖編纂では、極力既撮影画像を用いるよう工夫し、その不可能な場合に限って新規撮影をすることが多かった。

まず、IIでIと画像自体を共用したと思われる約4分1の写真には、建造物や国宝よりも遠望風景が多く、被写体に対応関係を持ちながら画像が異なるものの大半が建造物となっていた。これらの関係から、撮影が天候や眺望に左右されがちな遠望風景写真に関する制約が、写真共用の背景に認められるのではないかと考える。しかし、前述のように階調表現に優れたコロタイプ印刷を採用したIに対し、画像が小さいうえにその表現に制約を伴う網目版を採用したと思われるIIでは、同一画像でも解像度に差が出てしまった（図5参照）。

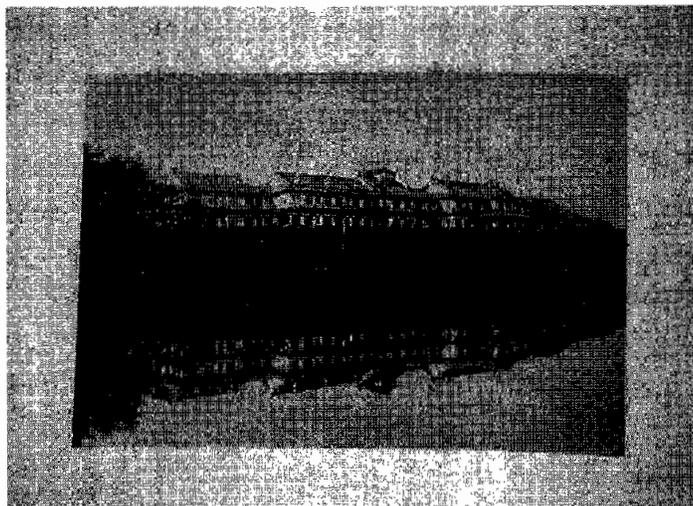


図6 IIに掲載された「奈良ホテル」
その完成間もない時期の画像としても貴重と思われる。

そうした原則論を踏まえつつ収録写真の共用関係を考察すると、IIでは特に奈良公園付近を中心に、明治期以後の造営物に重点を置いて写真を新規収集したことが推定される。すなわち、Iでの収録内容があまりに歴史的な建築物・文化財に偏り、奈良県の名勝には歴史的なものに限定されるかのような誤解さえ生みかねないほどである。そのためにIIでは、皇室博物館、奈良ホテル、県公会堂等の近代建築物を加え、奈良県の近代的名勝にも目を向けたとも考えられよう(図6)。前述のようにIIが東宮行啓時の編纂帖であるとすれば、地理・歴史の実地教育に資する写真という点から、より内容の多様化が求められたともいえる。

また、IIの収録点数増加のいま1つの要因は県内官弊大社の写真であろう。Iでは春日神社、石上神宮、橿原神宮程度しか収録しなかったのに対し、IIでは龍田神社、廣瀬神社、吉野宮、大和神社が加わったうえに、Iに既収録の神社に対しても写真点数を増加して密度を高めた。これら県内官弊大社は、Iの編纂時の「写真目録」⁴⁰⁾に記載され、それらの一部が最終的に割愛された理由は詳らかではない。それに対して前述の皇室博物館、奈良ホテル、物産陳列所等の近代建築物は「写真目録」に上がっておらず、同様にIに未収録の般若寺、岡寺、天理教本殿等も含めて、「景勝地」や「名勝」の範囲についても考察の余地がある。

5 まとめ

本稿では、奈良県の刊行した2冊の府県写真帖をとりあげ、Iについて①その刊行契機となった陸特演と行幸の奈良県における意味、②奈良県にとって最初の府県写真帖の刊行過程、③その撮影や印刷をめぐる受注関係、IIについて④刊行経緯の解明、⑤先行するIとの関係を、各々課題として分析を進めた。その結果は以下のようにまとめられる。

まず、①について1908年の奈良県での陸特演は、日露戦後に重要性の高まって以後のその第二回目にあたり、行事への期待が県内のみならず、全国的にも高かった。そのため奈良県としても、茨城県（一部栃木県を含む）の前例に倣って、かなり大規模な奉送迎を伴った大規模行事として実施した。②について前例であった茨城県の奉送迎内容を吏員派遣によって詳細に調査しており、写真帖もそれにもとづいて「景勝地写真」集として編纂し、まずは県で収録写真の原案を作成し、それを補填するように各郡長から推薦箇所を募って編纂した。また、茨城県の前例にもとづいて、捧呈帖と、その縮写・印刷による刊行帖を分けて編纂した。そして、絵葉書を簡略版として発行していた。③について写真撮影技術は、通説的には日露戦後に地方都市まで普及していたとされるが、山間町村には普及してないところが見られ、それが収録写真の制約にもつながっていたと考えられる。印刷では京都で実績をもつ便利堂が当初写真帖と絵葉書を共に受注する候補になっていたが、安価な見積と茨城県での実績をもつ田山宗堯が介入し、絵葉書の受注に成功した。田山の全国的な事業展開の背景にはそうした厚顔なまでの介入があったと考えられる。

つぎに、④についてはⅡの「題辞」からその経緯や背景を知ることはできないが、印刷・発行年と、府県写真帖が一般に行幸啓記念出版物である点を踏まえれば、1915年の東宮行啓と即位大礼のいずれかの公算が高い。そこで、各々に関わる記録史料を詳細に分析してみると、双方で写真帖編纂が行われているが、Ⅱの内容は後者のそれと齟齬が見られ、必然的に前者と関わる可能性が示唆された。それは、Ⅱの編纂・刊行に直接関わる記録史料は認められないが、Ⅱの写真全体の約4分1がⅠと共用関係にあり、また内容で約2分1がⅠと対応関係にあることを考えると、両者には相互関係を認めることができる。特に共用関係にあると推定される写真の大半が、天候や眺望に撮影の可否を左右されがちな遠望風景写真であり、そうした撮影上の困難な写真を共用で対応した可能性が高い。しかし、その一方で、皇太子の微行行事に関わる編纂帖と考えられるⅡは、濃淡階調表現に劣る網目版印刷で、かつ画像自体も縮写されているために、同一写真と思われるものでもその解像度に差異が生じることになった。

これら2つの奈良県帖の分析から示唆される内容によって、府県写真帖全体の考察に対し、つぎのような課題を提起することができる。i. 同一府県において異なる様式で刊行されたものの間にも写真の共用関係の可能性があり、それは撮影上の技術的制約との関係が深いと思われること、ii. 天皇行幸行事と皇太子行啓行事の間の差別化は、編纂内容の差異および体裁の簡略関係にまでおよび、それが編纂費用にまで反映されていると考えられること、である。これら2点は、これまでの府県写真帖の研究から示唆しえなかった内容である。また、奇しくも奈良県帖の分析から、府県写真帖の第一号である茨城県帖の意義を確認することもできた。田山宗堯に関する事実発掘と併せて、今後さらに考察を深めるべき点であろう。

〔注〕

- 1) 拙稿「明治・大正期における府県写真帖の成立」地方史研究333, 2008 (掲載予定)。なお、同稿では、府県写真帖の条件を、原則として道府県庁やそれに準ずる機関が刊行し、①地理写真を主体に地誌写真帖として編集していること、②標題が「**県(道・府)写真帖」か、それに関わる内容であること、のいずれかを満たすものとした。なお、以下カギカッコを省略する。
- 2) 拙著『世界を見せた明治の写真帖(叢書・地球発見10)』ナカニシヤ出版, 2007, 166-168頁。
- 3) 藤田 光『大演習行幸 明治四十一年十一月』(奈良県立図書情報館所蔵, 090-4-3-1)。
- 4) 前掲1)。
- 5) 前掲1)。
- 6) 前掲2) 150-155頁。
- 7) 桜井忠温編『国防大事典』国書刊行会, 1978 (初版:中外産業調査会, 1932), 562-567頁。
- 8) 前掲3)。
- 9) 前掲1)。
- 10) 前掲3)。
- 11) 前掲1)。
- 12) 高木松太郎・和田常太「復命書」(人事課『明治四十一年 大演習ニ関スル書類』奈良県庁文書M41-9所収)。
- 13) 前掲12)。
- 14) 前掲12)。
- 15) 前掲12)。
- 16) 前掲2) 119-121頁。
- 17) 前掲12)。
- 18) 松岡委員「写真調製ニ関スル件」(第一課『明治四十一年 大演習ニ関スル書類』奈良県庁文書M41-43所収)。
- 19) 生駒郡長村井勝治「甲第六一号」文書(前掲18) M41-43所収)に、「景勝写真ノ義貫庁ニ於テ御撮影相成候本郡龍田川ヲ除ク外左記ノ箇所ニ選定シ…」とある。
- 20) 「写真ニ関スル件」(前掲18) M41-43所収)。
- 21) 奈良県南葛城郡長尾崎 裕「甲第一九四〇号」文書(前掲18) M41-43所収)。
- 22) 山辺郡長厨川 栄「庶第一九号」文書(前掲18) M41-43所収)。
- 23) 宇陀郡長辻 萬三「第三一一六号」文書(前掲18) M41-43所収)。
- 24) 日本写真文化協会編『写真館のあゆみ-日本営業写真史-』同会, 1989, 232-272頁。
- 25) 前掲18)。
- 26) 前掲1)。
- 27) 兵事係「写真解説書製本順序ノ件」(前掲18) M41-43所収)。
- 28) 政務係「絵葉書調製ニ関スル件」(前掲18) M41-43所収)。
- 29) 前掲28)。
- 30) 松岡委員「絵葉書原版送付済田山宗堯へ通知之件」(前掲18) M41-43所収)。
田山が「ともえ商会謹製の記入に拘ったのは、それを前例に他府県への受注獲得の商標とするためであろうことは想像に難くない。
- 31) 前掲2)を参照。
- 32) 原 武史『可視化された帝国-近代日本の行幸啓-』みすず書房, 2001, 222・247-248頁。
- 33) 東宮大夫濱尾 新「東宮戰庶第一三四号」文書(知事官房『大正四年四月 皇太子殿下行啓一件』奈良県庁文書T4-19所収)。
- 34) 拙稿「1908年の宮城県行啓と写真帖編纂」(仮題)でその点への言及を予定している。
- 35) 前掲1)。
- 36) 「皇太子殿下行啓事務打合」(前掲33) T4-19所収)。
- 37) 前掲33) T4-19所収)。

- 38) 「二月二十三日会議」(教育課【大正四年 御大典一件】奈良県庁文書T4-70所収)
- 39) 前掲34)。
- 40) 前掲18) M41-43所収。

[付記] 本稿は平成18年度奈良大学研究助成「近世・近代の奈良盆地における地図および画像資料に関する研究」(研究代表者：三木理史)の成果の一部である。なお、奈良県庁文書等の閲覧では奈良県立図書情報館にお世話になった。謝意を表したい。